

広島県告示第九十六号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十六年二月二十日から施行する。

平成二十六年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表東部工業技術センターの項中

「 28 炭素・硫黄分析装置 〃 一、一〇〇円 を

「 28 炭素硫黄分析装置 〃 二、〇〇〇円 に、

「 12 湿式精密手動切断機 〃 四〇〇円 を

「 12 湿式精密手動切断機 〃 六〇〇円 に改める。

第二号の表東部工業技術センターの項中

「 (六) 炭素硫黄分析装置 〃 二、五〇〇円 を

「 (六) 炭素硫黄分析装置 によるもの 〃 三、一〇〇円 に改める。